

特定事業（仮称）「道の駅ようか」整備事業での選定について

（仮称）「道の駅ようか」整備事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 6 条の規定に基づき、特定事業として選定しましたので、法第 8 条に規定する特定事業選定における客観的評価の結果をここに公表します。

また、（仮称）「道の駅ようか」整備区域内に設置する市道の設計・建設・維持管理業務、及び養父市（以下「市」といいます。）が国土交通省から委託を受ける簡易パーキング施設の維持管理業務は本事業と一体付加の業務である為、本事業の付帯事業として、当該特定事業を実施する事業者（以下、「選定事業者」といいます。）が実施することの客観的な評価の結果を併せて公表します。

平成 17 年 5 月 16 日

養父市長 梅谷 馨

特定事業の選定について

・事業概要

(仮称)「道の駅ようか」整備事業(以下「本事業」といいます。)の概要は次のとおりです。

1. 事業内容

(仮称)「道の駅ようか」実施方針(平成17年1月14日公表)に基づき、選定事業者は市が無償提供する造成地に、地域産業振興・地域連携機能及びリフレッシュ機能に、情報・発信機能を加えた地域振興施設である「地域交流施設」及び「バスターミナル施設」を整備するものとします。また、市道高柳下14号線(以下「市道」といいます。)の設計・建設・維持管理業務及び簡易パーキング施設(以下「簡易パーキング施設」といいます。)の維持管理業務は本事業と一体付加の業務である為、本事業の付帯事業として選定事業者が行うものとします。

本事業は、既存施設である「但馬楽座」や「グリーンビレッジ」、「とがやま温泉」、「万灯の湯」等の施設と連携を図りながら、地域資源の掘り起こしを行い、市民、農林水産物生産者及び広域的な施設利用者を対象に、地域産業としての農林水産業産物の販売強化と地域間交流を行う地域振興施設を整備するものです。

選定事業者は、施設建設後、「地域交流施設」及び「バスターミナル施設」を市に譲渡し、市道及び簡易パーキング施設を含め一体的な運営・維持管理を行います。また、既存施設との効果的な交流策なども含めて低廉で質の高いサービスを提供することにより地域振興を図ることとします。

本事業に要する費用は、選定事業者の負担とし、施設での事業収入と質の高いサービスの提供に対し市が支払う対価を持って賄うものとします。

2. 施設の立地条件等

(1) 事業予定地

- ・ 場所：兵庫県養父市八鹿町高柳字野原 241 番地 1 外
- ・ 用地：9,198 m²(地域交流ゾーン：7,042 m²、バスターミナルゾーン：538 m² 市道 1,618 m²)
用途地域指定なし 建ぺい率：60% 容積率：200%

(2) 施設内容

- ・ 地域交流施設：休息・休憩施設、地域資源情報等の案内施設、地元農林水産物直売施設、食材加工施設、食事供給施設、事務室、倉庫、外構、駐車場、イベント広場、その他(地域振興に寄与する施設)
- ・ バスターミナル施設：バス停、バス待合所、トイレ、バス駐車場(2台分)、外構

- ・市道延長：103m
- ・幅員：道路幅員 8m、有効幅員 6m

(3) 事業の方式

「地域交流施設」及び「バスターミナル施設」については、選定事業者が施設の設計、建設を完了した後、市に所有権移転し、事業期間中、運営・維持管理業務等を行う方式(B T O <Build Transfer Operate>)とします。また、市道の設計・建設・維持管理業務及び簡易パーキング施設の維持管理業務については、本事業の付帯事業として選定事業者が行うものとします。

(4) 事業に要する費用の支払い

市が選定事業者に支払うサービス対価は、設計・建設費 + (地域交流施設及びバスターミナル施設の運営維持管理費 - 事業運営に係る収益分) + 市道の設計・建設・維持管理費 + 簡易パーキング施設維持管理費とします。このうち施設建設に係る国県補助金相当額は年度末及び完成後の出来高に応じて随時支払うこととします。

開業後においては施設建設の補助金相当分を除いた額を 15 年間に於いて毎年度 2 回の支払とします。

なお、市が選定事業者に支払う金額の基準は、P F I として実施した場合の財政支出額を上回らない範囲とします。

・本事業の評価

1. 評価方式

本事業の評価方法は市が従来方式により、市道の設計・建設・維持管理業務及び簡易パーキング施設の維持管理業務を本事業と一体的に、直接実施するとした場合の財政支出額と、P F I 事業として民間事業者が実施した場合の市の財政支出額を定量的に比較し、さらに事業者の努力によるアイデア、将来的発展の魅力などの定性的評価を加味した総合評価とします。

2. 市が直接事業を実施する場合と P F I で事業を実施する場合の評価

市が直接事業を実施する場合の財政支出額と P F I で事業を実施する場合の市の財政支出額の比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定しました。

なお、これらの前提条件は、市独自の仮定で設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもありません。

(1) 市が直接事業を実施する場合の前提条件

- ・算定対象項目：設計・監理費、建設費、駐車場整備費、開業準備費、維持管理費、起債償還金及び再投資額(大規模修繕：建物及び駐車場)としました。

- ・ 建設関係費の財源：新山村振興農林漁業特別対策事業国庫補助金及び県補助金
(国庫補助金 50%、県補助金 7%)
補助残につきましては起債(利率 1.5%、償還期間 12 年〔うち 3 年据置き〕)及び一般財源としています。
- ・ 施設利用者数：近隣の類似施設及び他府県の同規模施設等の市場調査結果、市が運営する施設の利用客数を 20 万人/年を基礎数値として逓減率を乗じた合計数値を平準化し、18 万人/年と設定しました。
- ・ 従業員数：駅長 1 人 職員 4 人(案内人含む) 調理人 2 人
臨時職員 4 人 パート 3 人 清掃人 2 人他と設定しました。

(2) PFI で事業を実施する場合の前提条件

- ・ 算定対象項目：設計・監理費、建設費、駐車場整備費、開業準備費、維持管理費、借入金返済、割賦原価、一括償却資産、再投資費(大規模修繕：建物及び駐車場)としました。
- ・ 建設関係費：一括発注による効率化や民間事業者の工夫が行われるものと考え、市が直接事業を実施する場合の額に一定削減率を乗じた額としました。
- ・ 建設関係費の財源：新山村振興農林漁業特別対策事業国庫補助金及び県補助金
(国庫補助金 50%、県補助金 7% 但し加工施設は補助対象外)
を除いた資金の調達は市中銀行のから借り入れ(利率 2.6% 償還期間 15 年)としました。
- ・ 市の財政支出額：サービス対価額
- ・ 施設利用者数：市が運営する条件に加え、民間で事業を実施する場合の営業日数の増大、ノウハウの実施、その他民間事業者の工夫を考慮し、施設利用者数は 25 万人/年を基礎数値として逓減率を乗じた合計数値を平準化し、23 万人/年と設定しました。
- ・ 従業員数：駅長 1 人 職員 4 人(案内人含む) 調理人 2 人
臨時職員 4 人 パート 3 人 清掃人 2 人他と設定しました。

(3) その他の前提条件

- ・ インフレ率は見えておりません。
- ・ 割引率は 2% としました。
- ・ 国庫補助金は算定の対象となります。

(4) コスト算出による定量的評価結果

上記(1)から(3)の前提条件で市が直接事業を実施する場合の財政支出額と PFI で実施する場合の財政支出額を比較すると、以下のとおりです。

(数値は割引率を用い、現在価値に置きなおしたものです)

- ・ 市が直接事業を実施する場合の財政支出額・・・234 百万円

- ・ P F Iで事業を実施する場合の財政支出額・・・219百万円
- ・ 財政負担削減額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15百万円

この結果、本事業及び付帯事業を市が直接実施する場合と、P F Iにより実施する場合を比較すると、本事業期間中の財政負担額はP F Iで実施する場合に約15百万円(6.4%)削減されるものと見込まれます。

(5) 事業をP F I事業として実施することの定性的評価

本事業においてP F Iを用いた場合、民間資金、選定事業者の経営能力及び技術的能力、創意工夫等の活用により、定性的評価としては、次のような効果が見込まれます。

効率的な運営・維持管理の実施

施設の設計から維持管理までの一括委託により、施設等の効率的・機能的な運営・維持管理ができます。

施設利用者に対する公共サービスの向上及び集客力の向上

民間事業者が持つ経営理念から生まれるアイデア、自由な発想、コスト低減及び施設の魅力等を十分に引き出し、施設利用者の視点に立ち施設利用者の満足度を得る為の販売戦略、P R戦略、利用者ニーズに対する迅速な対応等が図られます。このことにより、公共サービスの向上と、集客力の向上が図られ、市が求める地域の活性化に貢献し、地域産業への起爆剤として本施設が市の発展に大きく寄与することが期待できます。

リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において予め発生するリスクを想定し、その責任分担を市及び選定事業者の間で明確にすることにより、問題発生時における適切且つ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できます。

総合的評価

本事業をP F Iで実施した場合、上記の定量的評価及び定性的評価の結果、財政支出額の削減効果及びサービス向上効果が期待出来ます。

このため、本事業を特定事業として実施する事が適当であると認め、ここに、法第6条に基づく特定事業として選定するものです。

以上